

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(ICT活用工事)</p> <p>第2条 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてICTを活用する工事とする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>(中略)</p> <p>④ 3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工)</p>	<p>(ICT活用工事)</p> <p>第2条 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてICTを活用する工事とする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>(中略)</p> <p>④ 3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p>なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工)</p>

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(対象とする工事)</p> <p>第3条 ICT土工は、土工量1,000m³以上（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）の下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。</p> <p>1) 河川土工、砂防土工、海岸土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 <p>2) 道路土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT土工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価するものとする。</p>	<p>(対象とする工事)</p> <p>第3条 ICT土工は、施工箇所1箇所あたり土工量1,000m³以上（作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く）の下記工種を含む全ての発注工事を対象とする。</p> <p>1) 河川土工、砂防土工、海岸土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工 <p>2) 道路土工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工 <p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT土工を実施した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で5点の加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は2点の加点評価するものとする。</p>

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(ICT活用工事)</p> <p>第2条 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてICTを活用する工事とする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>(中略)</p> <p>④3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工)</p>	<p>(ICT活用工事)</p> <p>第2条 ICT土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてICTを活用する工事とする。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p>(中略)</p> <p>④3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、ICTを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p>なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) TS・GNSSによる締固め回数管理技術(土工)</p>

県土整備部発注工事における ICT活用工事 (ICT土工) の試行要領【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>(対象とする工事)</p> <p>第3条 ICT土工の試行対象工事は、各発注機関が選定する。</p> <p>2 選定にあたっては、土工量1,000m³以上(作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く)の下記工種を含む発注工事を対象とする。</p> <p>1) 河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工</p> <p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT土工を指定した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で加点評価するものとする。</p>	<p>(対象とする工事)</p> <p>第3条 ICT土工の試行対象工事は、各発注機関が選定する。</p> <p>2 選定にあたっては、土工量5,000m³以上(作業土工、ブルドーザによる押土掘削、岩掘削、小規模土工、人力施工を除く)の下記工種を含む発注工事を全て対象とする。</p> <p>1) 河川土工、砂防土工、海岸土工 ・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工</p> <p>2) 道路土工 ・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工</p> <p>(工事成績)</p> <p>第8条 ICT土工を指定した場合は、工事成績の「創意工夫」項目で5点の加点評価するものとする。なお、出来形管理を従来手法で実施した場合は2点の加点評価するものとする。</p>

I C T活用工事(I C T土工)に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1 I C T活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1-1 I C T土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてI C Tを活用する工事である。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④ 3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、I C Tを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) T S・G N S Sによる締固め回数管理技術(土工)</p>	<p>第1 I C T活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1-1 I C T土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(①～⑥)においてI C Tを活用する工事である。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④ 3次元出来形管理資料等の作成</p> <p>③により施工された工事完成物について、I C Tを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理></p> <p>下記1)～3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p style="background-color: yellow;">なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。</p> <p><品質管理></p> <p>下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) T S・G N S Sによる締固め回数管理技術(土工)</p>

I C T活用工事（I C T土工）に関する特記仕様書【受注者希望型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>1－7 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を保有した技術者が行わなければならない。</p>	<p>1－7 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。</p>

I C T活用工事(I C T土工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>第1 I C T活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1-1 I C T土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(~)において I C Tを活用する工事である。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3次元出来形管理資料等の作成 により施工された工事完成物について、I C Tを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理> 下記1)~3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p><品質管理> 下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) T S・G N S Sによる締固め回数管理技術(土工)</p>	<p>第1 I C T活用工事の推進を図るための措置</p> <p>1-1 I C T土工とは、以下に示す全ての施工プロセス(~)において I C Tを活用する工事である。</p> <p>【施工プロセス】</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3次元出来形管理資料等の作成 により施工された工事完成物について、I C Tを活用して施工管理を実施する。</p> <p><出来形管理> 下記1)~3)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。</p> <p>1) 空中写真測量(無人航空機)による出来形管理技術(土工)</p> <p>2) 地上型レーザースキャナーによる出来形管理技術(土工)</p> <p>3) その他の3次元計測技術による出来形管理技術(土工)</p> <p style="background-color: yellow;">なお、出来形管理については、原則、面管理で行うこととするが、斜面を切り下げながら法面処理を行う場合等、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、管理断面による出来形管理を行ってもよい。</p> <p><品質管理> 下記4)の技術を用いた品質管理を行うものとする。</p> <p>4) T S・G N S Sによる締固め回数管理技術(土工)</p>

ICT活用工事(ICT土工)に関する特記仕様書【発注者指定型】 新旧対照表

現 行	改 定
<p>1 - 6 3次元設計データの作成は、原則、兵庫県の測量・建設コンサルタント等業務のうち「建設コンサルタント」業務の入札参加資格をもつ会社が行うものとする。また、設計照査は、技術士、RCCM、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）の資格を保有した技術者が行わなければならない。</p>	<p>1 - 6 受注者は自らの責任のもと、監督員が貸与する設計図書をもとに3次元設計データを作成のうえ照査するものとする。なお、3次元設計データは、施工や出来形の良否に影響するため、受注者は「3次元設計データチェックシート」を活用し、3次元設計データと設計図書を照合し、入力ミス等がないか照査するものとする。</p>